

## 福祉 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 社会福祉係  
☎476-1111(144)

### ◆戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。  
平成30年4月2日(月)までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利が  
なくなりますので、お早めにご請求ください。

#### ■支給対象となる方

平成27年4月1日(基準日)において、『恩給法による公務扶助料』、『戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金』などを受ける方(戦没者の妻や父母など)がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

#### 支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件により、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

#### ■支給内容

【国債名称】 第十回特別弔慰金国庫債券 い号

【額 面】 25万円(5年償還)

#### ■問い合わせ・請求窓口

大崎町役場 保健福祉課 社会福祉係 ☎099-476-1111(144)